

令和6年度 公益財団法人那須塩原市農業公社事業計画

I 基本方針

公益財団法人那須塩原市農業公社は、栃木県那須塩原市において農地利用集積田滑化事業その他担い手の確保・育成等農業構造の改善に関する事業を行い、農業の生産及び販売基盤を強化し、農業の振興及び消費者への食の安定供給を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として次の事業を行う。

- (1) 農地利用集積田滑化事業
- (2) 農業者研修育成事業
- (3) 認定農業者育成事業
- (4) 農林業施設の管理運営事業
- (5) 都市農村交流促進事業
- (6) 農業情報の収集、分析及び提供事業
- (7) 地域農産物の研究開発及び商品化
- (8) チャレンジファーマー事業（新規就農研修事業、無料職業紹介事業含む）
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

II 実施計画

1 農地利用集積円滑化事業【公1】

農地の貸借等に係る事業として①の農地中間管理事業と②の利用権設定等促進事業を行う。

① 農地中間管理事業

事業の実施主体である栃木県農業振興公社（栃木県農地バンク）から農地の貸借業務と特例事業である売買業務の一部を受託して、市内における農地の更なる集積および集約化に向けた取組を実施する。

また、実質化された人・農地プランに基づき、新たな農地の出し手と借受け希望者の掘り起こし及びマッチングを実施する。

② 利用権設定等促進事業

農地中間管理事業によらない農地所有者と農地の借り手の間で利用権の設定を行う契約については、適宜相談及び受付等に応じ、農地の有効活用を促す。

2 農業者研修育成事業【公1】

経営管理能力の向上や農業農村の活性化、農業の持続的発展を図るため、適宜、有益かつ有効な最新の情報や技術習得の場を農業者に提供すべく、講演会、研修会、講習会等を開催する。

3 認定農業者育成事業【公1】

① 農業経営改善計画書の作成支援及び審査

国の施策や支援制度が認定農業者等を中心に展開されることから、経営感覚に優れ、効率的かつ安定的な農業経営を目指す中核的農業経営体を認定農業者として誘導し、農業経営改善計画の作成支援を行う。加えて関係機関と連携を密にしながら、農業経営改善計画の適正な審査に努め、認定農業者の確保及び新規認定農業者の発掘に努める。

② 認定農業者の育成・支援及び認定農業者の会の運営

認定農業者の資質向上や相互交流、各種情報の周知等を目的として組織する認定農業者の会の事務局として、先進地視察研修会や地域事業の開催、講演会や農業者担い手サミットへの参加等、会員が自主的に様々な活動に取り組むことができるよう支援を行う。

③ 青年等就農計画認定審査

農業者の高齢化に伴い新たな担い手の確保が急務となる中、意欲ある農業後継者や青年等就農者を認定新規就農者として誘導し、青年等就農計画書の作成支援を行う。加えて関係機関と連携を密にしながら、青年等就農計画の適正な審査に努め、認定新規就農者の確保及び発掘に努める。

4 農林業施設の管理運営事業【公2】【収1】

① 青木ふるさと物産センター管理運営【公2】

青木ふるさと物産センター仮店舗の管理運営受託者として、市ブランド品の紹介及び地域の情報発信を行う。

また、施設や仮店舗への更なる誘客を図るため感謝祭や収穫祭、収穫体験等のイベントを開催する。

② 青木ふるさと物産センター仮店舗における収益事業【収1】

農産物等販売による収益事業

青木ふるさと物産センター仮店舗内の一部及び農林業施設等で市の農産物や特産品及び牛乳等の仕入れ販売を行う。

市ふるさと納税の返礼品を中心としたギフトを作り、市特産品の販売を行う。

5 都市農村交流促進事業【公1】

市街地内遊休農地の有効活用を図り、市民に「農業」と「食」への理解を深めていただくことを目的に「ふれあい農園」管理事業を実施し、農業と触れ合う場の提供に努める。

また、農園利用者の相談に実地で応じる出前講習会を実施し、利用者の栽培技術の向上や利用拡大に努める。

6 農業情報の収集、分析、提供事業【公1】

農業経営の改善に資する農業関連の情報の収集、分析及び提供を行う。

栃木県、那須塩原市、農業関係機関・団体等との連携を密にし、農用地や農政に関する情報、講演会・研修会の情報等を市の広報や公社ホームページやインスタグラム等のSNSを活用し、情報を発信する。

7 地域農産物の研究開発及び商品化【公1】

地域の資源を活用した特産品を開発するための調査研究を行い、農産物の付加価値を高め、農家所得の向上と農村の活性化を図るため次の事業を行う。

- ① 地元農産物を使用した特産品の試作、研究開発等の支援
- ② 様々なツール活用による販売推進の支援

8 チャレンジファーマー事業【公1】

農業に関心がある市民や、就農を希望する若年者等を対象に、新たな農業者の確保・育成を目的とした研修事業及びその他関連事業を実施する。また、地域農業の活性化を図るべく無料職業紹介事業を実施する。

① 新規就農研修事業（総合研修）

（ア）基礎コース

園芸作物の栽培技術の基礎的内容を中心とした講義と実習による研修

（イ）おためしコース

品目選定を目的に市内の農家等でお試的に農業を体験する研修

（ウ）応用コース

市内の農家等での栽培技術・機械操作の実習と関係機関等での経営管理に係る講義とによる概ね1年間の研修（新規就農者育成総合対策の就農準備資金に対応）

(エ) 実践コース

基礎コース修了生等を対象に、公社が賃貸借している農地での栽培と産直販売等を実践する研修

(オ) インターンシップコース

市内の農家で収穫体験等を中心とした研修

② その他関連事業

新規就農研修事業に関連する事業として、新規就農相談会、農業就農体験会、農業機械基礎講習会、若手農業者との交流会などを開催する。

③ 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業所として基礎コース修了者等の活用を推進するため、J Aなすの無料職業紹介事業等と連携し、労働力を必要とする農家との積極的なマッチングを行う。

9 その他目的を達成するために必要な事業

① 公益法人制度に基づく適正な事務の推進

(ア) コンプライアンス

(イ) 情報開示

(ウ) 事業報告等

② 時代要請や市民ニーズを捉えた独自事業等に関する調査研究